

大和市告示第100号

大和市災害被害による罹災証明等取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年5月10日

大和市長 大 木 哲

大和市災害被害による罹災証明等取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市災害被害による罹災証明等取扱要綱（平成31年大和市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第6条中「かつ」の次に「、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月30日付内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知「「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定について」別添）に規定する認定基準に基づき」を加え、「に掲げる程度の被害が生じている」を「のいずれかに該当する被害の程度である」に、「当該各号の被害の程度である」を「その」に改め、同条第1号中「認定基準別紙に定める住家全壊（全焼・全流失）に係る認定基準の程度の被害」を削り、同条第2号中「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に定める大規模半壊に係る認定基準の程度の被害」を削り、同条第4号中「前3号に掲げる被害に至らない程度の住家の破損であって、補修を必要とする程度のもの」を削り、同号を同条第6号とし、同条第3号中「認定基準別紙に定める住家半壊（半焼）に係る認定基準の程度の被害」を削り、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 準半壊

第6条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 中規模半壊

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する指針以外に国から被害の程度を定める通知等が発出された場合、市長は、当該通知等に定める認定基準に基づき被害の程度を認定し、罹災証明書を交付することができる。ただし、第1次調査によって災害との因果関係が認められるものに限る。

第9条中「第5条第1項」を「第5条第1項及び第6条」に改め、同条第1号中「被害の程度を確認できる日付が印字された写真」を「被害を受けた日付及び被害の程度が確認できる写真等の資料」に改め、同条第2号中「写真」を「資料」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。